

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日は休日とする)

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次とおり告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

県営土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良法による換地計画の決定(四件)(〃)

土地改良事業の認可(三件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(五件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

◇正誤 平成八年一月二十三日付鳥取県告示第二十六号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

鳥取県告示第五十九号  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島医院末恒出張診療所	鳥取市伏野一〇九四一	平成八年二月一日
山本医院	境港市外江町三八〇四	〃
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九一一一	〃
有限会社あみはま薬局	鳥取市今町一丁目一〇一	〃
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	〃
薬局 スタッセ	米子市道笑町四丁目一三八	〃
有限会社平福薬局	西伯郡中山町田中七五八一一〇	〃
みなと調剤薬局米子店	米子市花園町一三〇一一九	〃
	平成八年二月一日	

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 庄次郎	鳥取市浜坂一丁目一五二三四
ク 山根 勇	鳥取市浜坂一丁目二一七
ク 坂田 俊夫	鳥取市丸山町一〇〇
ク 橋本 君江	鳥取市浜坂一丁目八一三
ク 米原 寿男	鳥取市浜坂一丁目一一一九
ク 青木 重幸	鳥取市浜坂一丁目九一七
ク 砂川 勇治	鳥取市浜坂一丁目一五二二五
ク 中田 栄	鳥取市浜坂一丁目三二三一
監事 森田 一成	鳥取市浜坂一丁目三一二五
ク 須崎 弘行	鳥取市浜坂一丁目一一一五
ク 坂田 伸顕	鳥取市浜坂一丁目一一〇
平成七年四月三十日退任	
平成七年五月一日就任 任期二年	

## 鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担い手育成基盤整備事業印賀地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

日南町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一　縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間  
平成八年一月七日から二十日間

三　縦覧に供する場所  
岩美町役場

四　異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間  
平成八年二月七日から二十日間

三　縦覧に供する場所  
東郷町役場

四　異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山田谷地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間  
平成八年二月七日から二十日間

三　縦覧に供する場所  
岩美町役場

四　異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

一　縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二　縦覧に供する期間  
平成八年二月七日から二十日間

三　縦覧に供する場所  
智頭町役場

四　異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る南大山地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

**一 縦覧に供する書類****換地計画書の写し****二 縦覧に供する期間**

平成8年2月7日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

江府町役場

**四 異議の申立て**

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業小船地区農業用用排水）を平成八年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業小船地区農業用用排水）を平成八年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業小船地区農道整備）を平成八年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十八号**

岩美町が行う土地改良事業に係る高山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 縦覧に供する書類****換地計画書の写し****二 縦覧に供する期間**

平成八年二月七日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

岩美町役場

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六十九号

岩美町が行う土地改良事業に係る蒲生地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

岩美町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七十号

鹿野町が行う土地改良事業に係る今市地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

若桜町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年二月六日

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成八年二月七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねい。

### 鳥取県告示第七十一号

日野町が行う土地改良事業に係る二栗地区の換地計画の認可申請についてには、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年一月六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

雜 報

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
平成八年一月七日から一月十日間

三 縦覧に供する場所  
日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があらわせ、縦覧期間満ての日より翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねい。

平成8年2月6日

### 鳥取県告示第七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年一月六日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤

鳥取県知事 西 尾 四 次

- 1 開発許可の年月日及び種類  
平成七年十一月二十一日 鳥取県指令米土維十第11十五号
- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市米原八丁目
- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市米原七丁目一五一一  
佐藤 嶽

7 平成8年2月6日 火曜日

報 公 县 取 鳥

## ○ 法第6条第2項の届出に係るもの

届出者の名称	株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー
第二種大規模小売店舗の名称及び所在地	ホームセンター「ジュンテンドー安倍店 米子市安倍169外	ホームセンター「ジュンテンドー岸本店 西伯郡岸本町大殿977-1外
現在の店舗面積	999m <sup>2</sup>	850m <sup>2</sup>
増加しようとする店舗面積	217m <sup>2</sup>	295m <sup>2</sup>
店舗面積を増加する日	平成8年6月30日	平成8年6月30日

## ○ 法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称  
株式会社 ジュンテンドー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンター「ジュンテンドー安倍店  
米子市安倍169外
- 3 現在の休業日数  
年15日
- 4 削減後の休業日数  
年12日
- 5 休業日数の削減を行う年月日  
平成8年6月30日

正 証

平成八年一月一日掲載の鳥取県知事第1146号(国土廳長の成績の認定)中次の箇所に記載があつたので、証正する。

販段行證 正  
三下後ろから七八平成八年一月一日